

第10回 ユニバーサルサービスワーキンググループ 参考資料

第9回会合の主な意見

2024年7月2日
事務局

議題1 関係事業者へのヒアリング

ユニバーサルサービスに関する基本的な考え方

<関係事業者（KDDI）プレゼンにおける意見>

- ・ 欧州電子通信規制機関の見解によれば、SMP事業者はメタル等を売却して収益を生み出すことが可能であり、我が国でも国民資産であるメタルの売却利益額を明らかにしたうえで、ユニバーサルサービスや光ファイバに活用すべき。
- ・ ユニバーサルサービスはこれまで世帯を対象としておりモビリティの保障は対象外。また、デジタル田園都市国家構想を踏まえ、ブロードバンドサービスは基本的に光で整備を行い、残り0.1%の光ファイバ未整備世帯には無線を活用すべき。
- ・ 電話ニーズの多くはメタルから光（約4,500万）に移行。約1,500万残る加入電話も基本的には光へ移行することがデジタル田園都市国家構想に合致。

<関係事業者（ソフトバンク）プレゼンにおける意見>

- ・ 今後の固定電話について、デジタル田園都市国家構想（光ファイバの世帯カバー率99.9%）や第二号基礎的電気通信役務の成立等の背景を踏まえれば、ブロードバンドと共に提供する重畳型光IP電話の利用促進が主となる。
- ・ NTN（HAPS・衛星）に関しては、現時点でユニバーサルサービスとしての是非を論じるのは尚早。

<関係事業者（楽天モバイル）プレゼンにおける意見>

- ・ モバイルサービスのエリア拡大は電波法上の規律で担保されており、未提供エリアについても電波法上の規律によってMNOが取り組んでいくべき。ユニバーサルサービス制度によるエリアカバー責務は二重規制となる恐れ。
- ・ NTNによるモバイルサービスの拡張は、各社が既に開発競争・投資中で、企業間の競争・協調により、新たなイノベーションの創出につながっており、ユニバーサルサービス制度による山岳地帯や無人島といった不感地等への地上系基地局設置はイノベーションを阻害し、二重投資となる恐れがある*。
※ MNOにユニバーサルサービス責務を課す場合
- ・ 人口減少が進む中でもデジタルによる恩恵を全国津々浦々に行き渡らせるため、デジタルライフラインの実現に向けては産業政策が必要で、基盤としての通信網の適切な構築・維持管理は極めて重要。各通信網（メタル、FTTH、モバイル等）の状況や特性等に応じ適切な政策ツールを検討すべき。

<関係事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>

- ・ 銅の売却益は、NTTの今後の移行計画にどう組み込むかが重要。NTTにおいてしっかり売却益の見積もりを移行計画の中で示し、相当程度見込まれるのであれば、メタルの事業収支に反映させて利用者にも適宜開示する必要がある。（林構成員）
- ・ メタル回線について、いつ、どの程度の売却益が発生するかはまだ分からないので、今後、移行計画を具体化するに当たり検討したい。売却益と、撤去費用や固定電話の提供に当たり拡大していく赤字、それぞれを要素として全体をどうバランスしていくか考えたい。（NTT）
- ・ 既に500kmのメタル売却実績があるので、総務省には撤去と売却に係る経緯のNTTからの説明や、今後の撤去計画に関する討論の場を設けてほしい。英国では1兆円を超えるとも見込まれており、どのような会計処理が望ましいかについても、関係事業者も納得できる方向で議論を進めたい。（関口構成員）

議題1 関係事業者へのヒアリング

電話のユニバーサルサービスの在り方

<関係事業者（KDDI）プレゼンにおける意見>

- 「あまねく提供責務」から「最終保障提供責務」への移行を検討する場合には、安心系サービスの代替策に係る丁寧な説明・手段の明示による利用者の十分な理解や緊急通報受理機関との緊急通報の機能の扱いに係る調整完了が前提条件。
- メタル回線を活用して端末との組み合わせにより提供されている緊急通報システムやあんしん電話等の「安心系サービス」（答申では「付随サービス」）の代替策を講じることがワイヤレス固定電話導入時の答申で示されていたが、NTTは講じた内容を利用者に明示すべき。
- PSTNマイグレの際に緊急通報受理機関から回線保留や呼び返しに準ずる機能実装の要請があり、人命に関わる課題として、同機能の扱いについては警察・全国の消防本部等の正式見解が必要。

<関係事業者（ソフトバンク）プレゼンにおける意見>

- ワイヤレス固定電話について、固定電話の効率的な提供のため、提供要件の緩和はあり得るが、自己設備設置義務の趣旨を踏まえ、引き続き例外としての位置付けが適当。
- 光回線電話の収支構造は赤字とされている上、同等の料金水準での競争事業者の提供は困難であり、競争事業者が競争可能な接続・卸メニューが設定されないのであれば、提供エリアの限定が必要。
- モバイル網固定電話は品質・機能面において加入電話と差異があることから、代替サービスとして案内をする場合には、利用者への十分な差異説明が必須。
- モバイル網固定電話を基礎的電気通信役務として位置付けるか否かは、ユニバーサルサービスの基本的3要件に照らした検討が必要。
- モバイル網固定電話を基礎的電気通信役務に位置付ける場合、市場にて現に提供されているサービス仕様・提供条件に影響を与えないことが必須。
- メタル縮退に当たっては、①利用者への周知・案内を徹底すること、②メタル縮退計画に関わる情報を前広（4年以上前）にかつ詳細に開示すること、③その他競争事業者に影響する事項を開示することに加え、利用者（接続事業者含む）にそれらの理解を得た上で、移行状況等について継続的な外部モニタリングが必要。
- NTTはメタルケーブルの一部を既に売却しており、メタル縮退に伴い発生するメタルケーブル等の資産売却益の取扱ルール（接続会計上の扱いや接続料への反映、交付金への反映等）の明確化が必要。
- 「最終保障提供責務＋業務区域の縮小規制」に移行する場合は、円滑・確実な移行を確保するためにも、「エリア単位での計画的・面的移行」に支障が生じていないことを確認した後とすることが適当。
- NTTドコモ（特殊会社ではない）に限り最終保障提供責務を課すこともNTT東西とNTTドコモによるネットワークの一体化・情報共有等、禁止行為規制で禁じられている行為を誘発する懸念がある。

議題1 関係事業者へのヒアリング

電話のユニバーサルサービスの在り方

<関係事業者（楽天モバイル）プレゼンにおける意見>

- 特殊会社であるNTTが担ってきた電話のあまねく提供責務に関しては、既存ユーザ保護の観点からも、退出規制による提供責務の維持・確保に賛同。
- 円滑な移行を管理する委員会を設置し、移行状況等を都度モニタリングすることで、適切なタイミングで移行促進のための必要な手当等を検討する体制の確保が重要。
- モバイル網固定電話・携帯電話等の普及促進に向けて、可能な限り協力させていただく。

<関係事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見>

● 円滑なメタル回線の縮退について

- NTTは行き着く先を決めてから移行のことを考えるように聞こえたが、そういう検討をしつつ行き着く先を考えるのが合理的。公衆電話や光が引き込みにくい集合住宅、電話のみ引いている介護施設など、色々なケースを掘り起こし、全体的な移行をどう落ち着かせていくべきか検討すべき。（相田主査代理）
- 時間をかけて検討すべきという意見に賛成。電話網の移行でも、話し合っていく中で様々な課題が出てきて解決策も出てきた経緯があり、同様に議論をしていく間に、利用者に対しては今後起こることについて情報提供を行う時間ができ、利用者も適切な移行先のサービスを考えることができる。（長田構成員）

● 安心系サービス、緊急通報等について

- 安心系サービスについてNTTは今後の移行計画の中で、メタル利用者に対して個別に利用状況や利用希望の調査をするなどして、丁寧にくみ取っていくことが必要。（林構成員）
- 安心系サービスに限らず、加入電話からの移行時にはどのような影響がお客様にあるか、継続利用できないときにどう対処するのか、配慮していく必要があり、影響を受けるサービスも盛り込んで、具体的な移行の計画を策定したい。（NTT）
- 安心系サービスについて、家族や本人にとって重要であり、利用できないのは問題が生じうる。代替サービスを利用するのに時間的なギャップがないようにされたい。また、移行のためのコストが利用者が発生するなら移行できない利用者が出てくるので、よく検討する必要がある。（若林構成員）
- 緊急通報装置は、従来の固定電話接続だけでなく、現在はLTE回線で接続するものも出てきており、ガスの検針サービスには既にサービス終了のものもあるため、技術革新で既に変わった部分も考慮して、代替サービスの有無を検討すべき。（春日構成員）
- 今後メタルから光にニーズが移り、呼び返しに準ずる機能を持った端末からの緊急通報発信は減っていくと思うが、その移行を見ながら、緊急通報受理機関でこういった機能無しでやっていけるのが確認取れば、無しもあり得るが、すぐにいらないとはならないのではないかと思う。（KDDI）
- モバイルでは緊急通報に問題があることは分かったが、現実には緊急通報もモバイルからが大半を占めている。単身世帯で固定電話を持っていない人は多いし、緊急通報が増える災害時は避難して自宅の固定電話が使えないため、モバイル網での緊急通報の質を高めることが課題になる。（砂田構成員）

議題1 関係事業者へのヒアリング

電話のユニバーサルサービスの在り方

＜関係事業者プレゼンを踏まえた質疑応答における意見＞

● 電話のユニバーサルサービス責務について

- NTTグループ一体での責務の履行のために、NTT東西とNTTドコモとの間で提供エリアの調整・連携が行われる可能性を高める責務をNTTドコモに課すことは、現在の禁止行為規制の趣旨からしても、適切ではない。また、そもそも、MNOに対して最終保障提供責務を課すこと自体が不適切。（ソフトバンク）
- 基本的3要件の「不可欠性」はこれまで市場競争、技術特性、品質を勘案するという解釈が提示されてきたが、最も素直に考えれば、日常生活に不可欠なものとして国民に広く使われているかという利用状況であるはず。すでに国民が不可欠と思っているサービスを、品質に問題があるから国民生活に不可欠ではないとするのはおかしい。ユニバーサルサービスを既存制度の方からではなく利用者・国民の方から見て、制度を大胆に見直すべき。（砂田構成員）
- 代替サービスへの移行を促していくのは重要で、機能や品質を他の規律で定めていくことについての議論もきちんとすべきだが、最終保障提供責務にすべきかどうかという論点とは切離して議論すべき。（岡田構成員）

● モバイル網固定電話について

- モバイル網固定電話は音声かブロードバンドかで言うと第一号基礎的電気通信役務に近いが、市場におけるサービスの成り立ちの経緯や位置付けを考えると、第二号基礎的電気通信役務に近い。第一号基礎的電気通信役務と同等の規律となると、約款外での提供が禁止になる、キャンペーンの事前届出が必要になるなど、柔軟にできないため、第二号基礎的電気通信役務に近い規律とするのが適当。（ソフトバンク）
- 利用者が品質を受け入れて不可欠なサービスと思うのであれば、「モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付ける場合、市場にて提供されているサービス仕様や提供条件に影響を与えないものとする、サービスの使用差について利用者の理解が必要」というソフトバンクの意見に賛同。（砂田構成員）

議題2 情報通信インフラの確保及びその政策手段に関する検討課題

- 日本のトラフィックの97.1%が固定網、2.9%というわずかな割合がモバイル網で、モバイルは視野に入れていくにせよ、固定網が重要な役割を果たしているため、固定網・モバイル網双方により音声通話とブロードバンドを利用できる環境を確保するのが重要という考えに賛同。（春日構成員）
- 膨大なトラフィックが必要になる中で、固定とモバイル、さらには非地上系ネットワークも活用しながら国民の通信を確保することが重要。ユニバーサルサービス制度はその一つの手段であるところ、他にも予算や税制、規制等の考え方があり、様々な手段のバランスをうまく考えながら進めるべき。（三友主査）
- 情報通信インフラはユニバーサルサービスの対象かどうかは問わず、社会資本の一つであることを明確に位置付け、交付金の対象かどうかという矮小化された議論ではなく、ハード面のみならず防災ライフライン等のソフト面も含む、日本の将来のICTのグランドデザインを描く議論を行うべき。（林構成員）
- モバイル網の整備・維持にはユニバーサルサービス交付金による支援は避けるべきとあるが、何をユニバーサルサービスとするかは基本的3要件で考え、その上で、事業者の自主的なエリア拡大や他の政策手段で整備費用が賄われるなどの事情を考慮し、諸外国でもあるように、今年度はユニバーサルサービス交付金を発動しないという考え方もあり得るのではないか。（砂田構成員）
- 競争的な整備・維持と協調的な整備・維持の両輪で促進とあるのは重要。特に、6Gに向けてオープン化で世界をリードしていく観点から、マルチベンダーでのシステムづくりや全体最適なインフラ整備、それらに向けた事業者間の協調の流れをいかに作るかが、日本の競争力にとって非常に重要。（砂田構成員）

議題3 電話のユニバーサルサービス責務及び交付金制度に関する検討課題

● あまねく提供責務から最終保障提供責務への見直しについて

- 最終保障提供責務への移行に当たっての懸念がこれまで出ていたが、業務区域の縮小の制限の見直しをすることで移行の促進を図るという案は、よく理解できるもの。(岡田構成員)
- 最終保障提供責務に見直すにあたっては、業務区域の規律の単位も含め、まだ他に考えるべき課題もあるかもしれない。そのため、まずは業務区域の縮小を制限する仕組みを設けて、ユーザが取り残されず、きちんとサービスを受けられるような仕組みとしておくのもやむを得ない。(春日構成員)
- KDDIとソフトバンクからは時期を区切って最終保障提供責務に切替えるという提案もあったが、業務区域の縮小を制限して最終保障提供責務に見直す案では、縮退の進んだところから抜いていく作業なので、時間的な制約から解放される点で良いと考える。(関口構成員)
- MNOからは当初はあまねく提供責務を維持すべきという意見もあったが、業務区域に関する制限があれば、あまねく提供責務と同じ効果をもたらす。(三友主査)
- 業務区域の縮小を制限する規律をかけて最終保障提供責務に見直す案は、メタルの移行を円滑に進めること、利用者利益を担保すること及びNTTの円滑な移行計画を行政としてグリップしておくことの三兎を追う形で進めていくものである。(林構成員)
- NTTが全国に保有する線路敷設基盤は、IP電話、携帯電話、ブロードバンドサービスなど日本の通信サービスの根幹を成す重要な基盤であり、NTT法により、NTTによる線路敷設基盤の維持・設置を引き続き担保する必要がある。(KDDI)

● 業務区域の規律の単位について

- 業務区域の単位は、23万の町字を対象にすると扱うデータ量も相当なものとなり、ハンドリングの観点から市町村単位とすべき。LRICへの入力値を市町村単位で適切に取れるかどうかという入力値の入替えの問題や抜取り作業もあり一定の負担に運用が耐えうるかの確認も必要だが、やはり縮退の抜取りのことも考えると市町村が適切と思われる。(関口構成員)
- 業務区域の単位は、市町村ではかなり広くなる場合もあり、具体的な移行のしやすさを考慮して慎重に検討する必要がある。(岡田構成員)
- 業務区域の規律を現行の都道府県の単位から市町村へと小さい単位に見直すことはありがたいが、市町村が適切かどうかは丁寧な検討が必要。メタルも光もNTT局舎から各エリアにケーブルが伸びているため、細かい単位で綿密に縮退の計画を立てていくことが必要であり、例えば町字単位で管理をすることも議論できるとよい。(NTT)
- 業務区域の単位は、市町村単位だと、例えば一部の市では広すぎであり、町字単位だと細かすぎて規律を動かす際の実現可能性や執行コストに難があるため、現時点でどちらか決め打ちせず、今後の議論に委ねていくべき。(林構成員)